

玉城町
第6期 障がい福祉計画
第2期 障がい児福祉計画

令和3年3月
玉城町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	SDGsの達成に向けた取り組み	2
4.	計画の期間	2
5.	計画の策定体制	3
6.	各部会からの活動報告及び次期計画への意見	3
第2章	障がい福祉サービスの利用状況	6
1.	障がい福祉サービスの利用状況	6
2.	地域生活支援事業の提供状況	10
第3章	障がい福祉サービス等の整備・充実	14
1.	障がい福祉サービス提供にあたっての考え方	14
2.	令和5年度の目標値の設定	15
3.	障がい福祉サービスの見込み量と確保策	19
4.	地域生活支援事業の見込み量	24
第4章	障がい児福祉サービスの利用状況	32
1.	障がい児福祉サービスの利用状況	32
第5章	障がい児福祉サービスの整備・充実	33
1.	障がい児福祉サービスの提供についての基本的な考え方	33
2.	令和5年度の目標値の設定	34
3.	障がい児福祉サービスの見込み量と確保策	36
資料編		38

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

町では、平成 30 年 3 月に「第 3 次玉城町障がい者基本計画」を策定し、「誰もが自分らしく、心豊かに暮らせる安心と共生のまちづくり」を基本理念として、障害福祉政策を総合的かつ計画的に推進しています。また、同時に策定された「玉城町第 5 期障がい福祉計画」「玉城町第 1 期障がい児福祉計画」では、平成 30 年度から令和 2 年度にかけての町の障がい福祉サービスの見込み量を設定するとともに、見込み量の確保のための方策を規定しています。

この間、国においては、地域共生社会の実現ため社会福祉法等の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月に制定され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた措置を講じるよう改正しました。

また、町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、玉城町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、権利擁護に関する専門的な相談支援や広報啓発、後見人等の支援を推進する地域連携ネットワークの構築を令和 3 年 4 月の施行に向け進めています。

この計画は、こうした状況の変化に対応しつつ、「玉城町第 5 期障がい福祉計画」「第 1 期障がい児福祉計画」の進捗状況等を踏まえ、障がいのある人のニーズに即した地域を実現するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- 「玉城町第 6 期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障がい福祉計画」として、令和 5 年度を目標年度として障がいのある人地域移行や一般就労への移行等について数値目標を定めるとともに、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスについて令和 3 年度から令和 5 年度までにおける必要量の設定及び確保のための方策を定めた計画です。
- 「玉城町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条 20 項に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る令和 5 年度末の数値目標を定めるとともに、障がい児福祉サービスを提供するための方策を定めた計画です。

3. SDGsの達成に向けた取り組み

国においては、平成27年（2015年）の国連のサミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の達成に向けたSDGs実施方針を定めており、その中で、地方自治体においても、積極的な取組を推進することが期待されています。

町においても、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現が目指されており、本計画においても、基本方針や施策を推進することにより、SDGsが定める17のゴールのうち、以下の4つのゴールの達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標3：すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標10：人や国の不平等をなくそう
国内および国間の不平等を是正する



目標11：住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包括的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



目標17：パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

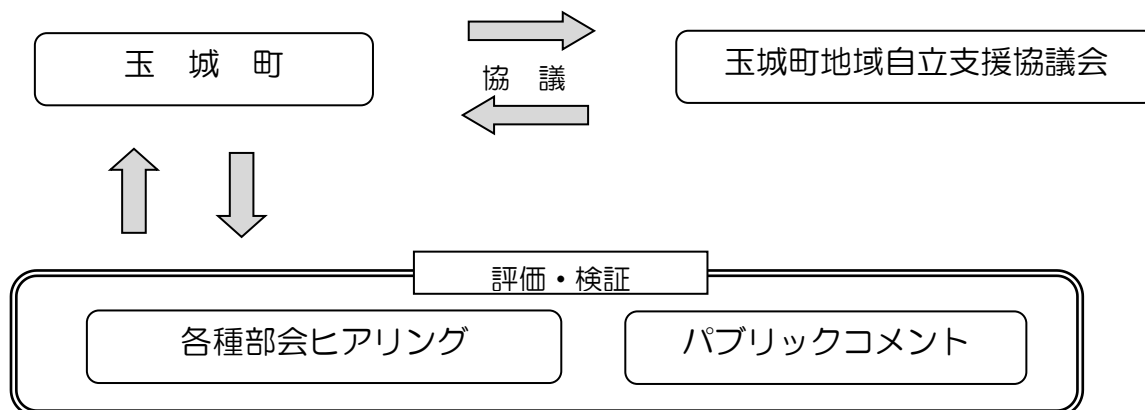
4. 計画の期間

- 「玉城町第6期障がい福祉計画」および「玉城町第2期障がい児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度の3年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
玉城町第3次障がい者基本計画					
玉城町第5期障がい福祉計画			玉城町第6期障がい福祉計画		
玉城町第1期障がい児福祉計画			玉城町第2期障がい児福祉計画		

5. 計画の策定体制

- 本計画の策定にあたっては、玉城町地域自立支援協議会の各種部会の意見や情報を踏まえながら策定しました。



6. 各部会からの活動報告及び次期計画への意見

- ① 施設入所者の地域生活への移行促進及び地域生活支援拠点等が有する機能の充実について
 - ・くらし部会では、グループホーム設置に向けたニーズ調査や施設の見学・交流、成年後見制度など権利擁護勉強会、災害時の避難所運営の追体験研修（HUG）等、地域で生活するために必要となる知識や体験の機会づくりに取り組んできました。
 - ・親なき後も玉城町で自分らしい生活が送れることを実現していくためには、まず、グループホーム（地域の中での住まい）が必要です。また、そのサービスが、施設入所者の地域移行の促進を進めていく資源になっていくと考えます。
 - ・次期計画では、地域生活支援事業の中の「自発的活動支援事業」を活用し、体験活動を支える人材となる地域のボランティア活動の支援を行いながら、町内に地域生活支援拠点機能をもった場や活動を整備して下さい。

（グループホーム設立準備会参加者の状況）

参加世帯数	10世帯（対象者 11名）							
男女比	男性 9名：女性 2名							
年齢構成等	20代		30代		40代		50代	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	6名	—	1名	1名	1名	—	1名	1名
療育手帳等級の状況	B（軽度）		B（中度）		A（重度）		A（最重度）	
	—		6名		5名		—	
障害支援区分の状況 （※区分未申請 1名）	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
	—	1名	2名	7名	—	—		

② 福祉施設から一般就労への移行について

・しごと部会では、「はたらく」＝社会参加ととらえ、いきいきと働く環境を整備することを基本目標として、以下の3つの取り組みを中心に活動してきました。

1) つながる場づくり→在職者交流会（ちょっとネット会議）

…ちょっとネット会議の効果として、就労継続事業所の利用者の方などの参加者が主体的に取り組もうとする場面がみられるようになっていきます。

（平成30年度3回、令和1年4回実施。令和2年度はコロナのため開催を休止）

2) 企業見学会への参加について

…ちょっとネット会議（意見交換や学習会）や企業見学会、就業体験を通して一般就労のイメージが持て、就労意欲（働きたい動機）に結び付けていきます。就労では他者とのコミュニケーション力も一つの課題ですが、ちょっとネット会議はコミュニケーション能力を育てる場としての機能もあることが見えてきました。

3) 企業での就業体験→企業OBによる就労支援サポーターの養成について

…今年度、一般就労への移行の取り組みを可視化するために、町内の事業所にアンケートを実施しました。アンケートの結果から、障害特性や本人の持つ力に合わせた働く場の確保が課題としてあがってきました。障がい者就労に意欲的な企業を中心に企業見学会や就労体験ができ、障がい者の持つストレングス（企業側のメリット）を知ってもらう場や人材が必要です。

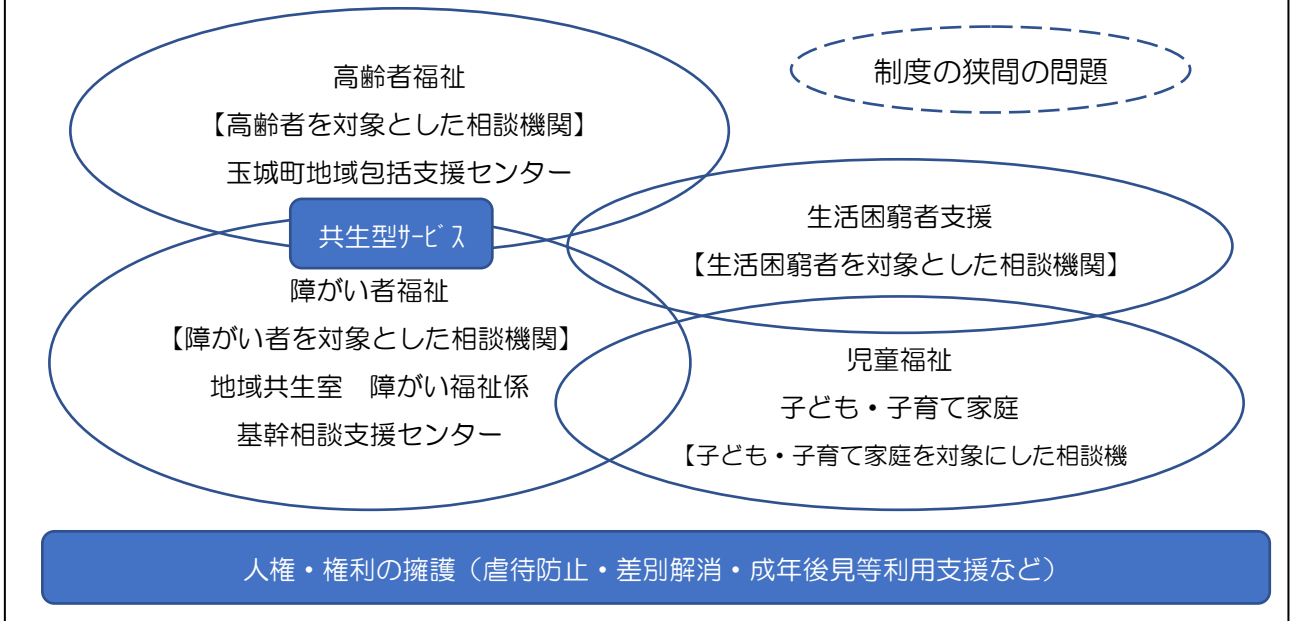
そのために、企業OBによる就労支援サポーターの養成を実施します。

③ 相談支援体制の充実・強化等について

・指定特定・指定障害児相談事業は、町内の2カ所ある事業所では、人員不足により計画が立てられない状況になっています。また、これらの事業所の相談（困難ケース・虐待ケース等）をバックアップするため、他市町村では、基幹相談支援センターの整備が進められていますが、玉城町では基幹相談支援センターが設置されていません。

相談を「取りこぼさない」という観点からも専門職配置を強化し、18歳から64歳までのあらゆる障害のある人たちの途切れのない支援、生活全般の課題に対応できるような相談支援体制を提供できる「成人支援センター（仮称）」の整備を必ず願います。計画相談事業所や相談支援専門員の不足は、現状も変わらない課題です。また、次期計画では令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するよう示していることから、現計画でも掲げている基幹相談支援センターの設置が必要と考えます。

成人支援センター（仮称）の相談連携イメージ図



- ④ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）
- ・令和 5 年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、高齢者施策で取り組まれている、「介護相談員派遣事業」に取り組んではどうでしょうか。これは「介護相談員」が事業所に赴き、利用者の話を聞くなどして、施設へ代弁することで施設生活の改善に寄与する取り組みです。サービスの質を向上させるうえで、この制度を高齢だけでなく障害サービスにも広げていってほしいです。

第 2 章 障がい福祉サービスの利用状況

1. 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス（介護給付）

訪問系サービスでは、「居宅介護」と「同行援護」の利用がありました。「居宅介護」は、対象者がグループホームへ入所するなどし、利用人数が減ったため、利用時間の実績も減少しています。なお、「同行援護」は、恒常的なニーズがあるものの、町内に同行援護のサービスを実施している事業所がなく、利用しにくいのが現状です。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護	人	実績値	28	24	24
		計画値	27	30	30
	時間	実績値	338	317	302
		計画値	278	309	340
重度訪問介護	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
同行援護	人	実績値	0	1	1
		計画値	1	1	1
	時間	実績値	0	3	2
		計画値	48	48	48
行動援護	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	10
重度障害者等 包括支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	10

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値及び計画値ともに、1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(2) 日中活動系サービス（介護等給付）

日中活動系サービス（介護等給付）では、「短期入所（ショートステイ）」について実績値が計画値を上回っています。これは、利用できる事業所が近隣に増えたため定期的な利用が増加したこと、障がい児利用が増えたことなどが理由として挙げられます。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活介護	人	実績値	48	53	53
		計画値	52	56	60
	人/日	実績値	753	788	799
		計画値	863	929	996
療養介護	人	実績値	4	4	4
		計画値	4	4	4
短期入所 (ショートステイ)	人	実績値	11	15	16
		計画値	8	8	8
	人/日	実績値	47	63	75
		計画値	24	24	24

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）

日中活動系サービス（訓練等給付）については、標準利用期間が1年6か月である「自立訓練（機能訓練）」の利用が令和2年度中になくなり、利用者は0名となりました。「就労継続支援A型」は、利用人数としては計画値通りですが、一日の利用人数が計画値を超えており、一日あたりの利用者が増加傾向にあります。また、「就労定着支援」は、令和元年度に新規利用があり、以後継続利用となっています。

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練 （機能訓練）	人	実績値	2	2	0
		計画値	1	1	1
	人/日	実績値	28	30	0
		計画値	22	22	22
自立訓練 （生活訓練）	人	実績値	1	2	1
		計画値	2	2	2
	人/日	実績値	4	8	14
		計画値	22	22	22
就労移行支援	人	実績値	2	3	3
		計画値	2	3	5
	人/日	実績値	51	55	63
		計画値	30	45	75
就労継続支援 （A型）	人	実績値	8	10	10
		計画値	8	9	10
	人/日	実績値	131	176	188
		計画値	127	143	159
就労継続支援 （B型）	人	実績値	59	57	63
		計画値	60	62	65
	人/日	実績値	1033	1035	1111
		計画値	1098	1152	1189
就労定着支援	人	実績値	0	1	2
		計画値	1	1	2

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(4) 居住系サービス

居住系サービスは、「共同生活援助」の利用が徐々に増加傾向にあります。「施設入所支援」は、計画値並の実績値となっています。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助	人	実績値	15	17	17
		計画値	12	13	21
施設入所支援	人	実績値	15	15	14
		計画値	15	15	13

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

(5) 相談支援

計画相談については、日中活動系サービスの利用に伴い計画値より延びています。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	人/月	実績値	130	130	131
		計画値	124	134	144
地域移行支援	人/年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
地域定着支援	人/年	実績値	0	1	0
		計画値	1	1	1

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は(人/月)は年間トータル利用者数を12か月で除した数字
(人/年)は年間の実人数

2. 地域生活支援事業の提供状況

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるため、家族教室や福祉座談会、講演会を実施しています。

サービス名			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有

②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は必須事業となっておりますが、現状では実施できていません。

サービス名			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

③相談支援事業

相談支援事業として、「基幹相談支援センター」、「基幹相談支援センター機能強化事業」ともに実施できていません。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害者相談支援事業	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成27年度から継続して利用実績があります。

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	件	実績値	2	1	1
		計画値	2	2	2

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は必須事業となっておりますが、体制整備ができておらず、現状では実施できていません。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通新事業に関して、「手話通訳者設置事業」は実施できていません。

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	実績値	2	6	2
		計画値	5	5	5
手話通訳者設置事業	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1

⑦日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業の中で、「在宅療養等支援用具」は平成 28 年度までは利用実績がありました。平成 29 年度以後は利用実績はありません。

(年間)

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護・訓練支援用具	件	実績値	1	1	0
		計画値	4	4	4
自立生活支援用具	件	実績値	1	7	1
		計画値	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	実績値	0	0	0
		計画値	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	実績値	3	1	1
		計画値	3	3	3
排せつ管理支援用具	件	実績値	254	265	121
		計画値	250	250	250
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	実績値	3	0	1
		計画値	2	2	2

※令和2年度分については、令和2年9月末までの実績値

⑦ 移動支援事業

令和2年度の計画値は、新型コロナウイルス感染症の影響で外出の頻度が減少し、実績値は減少すると推測されます。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
移動支援事業	時間	実績値	17	15	12
		計画値	15	15	15

(月平均)

⑨手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は必須事業となっていますが、実施できていません。

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み数値
実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値

サービス名			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値			

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターの設置は必須事業となっておりますが、実施できていません。

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域活動支援センター	か所	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

(2) 任意事業

【日常生活支援】

① 訪問入浴サービス

令和元年度より実施しており、現在も継続して利用があります。

(月平均)

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
訪問入浴サービス	人分	実績値	0	1	1
		計画値	2	2	2

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み値

② 日中一時支援事業

障がいのある児童の利用が増えてきており、計画値よりやや増加傾向にあります。

(月平均)

サービス名	単位		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日中一時支援事業	人分	実績値	17	23	16
		計画値	15	15	15

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み値

【社会参加促進事業】

③ 芸術文化活動振興

平成 29 年度までは利用がありましたが、平成 30 年度からは利用がありません。

(実人数)

サービス名	単位		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
社会参加促進事業	人分	実績値	0	0	0
		計画値	2	2	2

第3章 障がい福祉サービス等の整備・充実

1. 障がい福祉サービスの提供にあたっての考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

① 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、障がいのある人が地域で生活するために必要な訪問系サービスを保障します。

② 障がいのある人などが希望する日中活動系サービスの保障

障がいのある人の希望に応じ、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供される日中活動系サービスを保障します。

④ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの設置、充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤ 相談支援体制の充実

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を整理し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関とその他関係機関との連携を強化することが必要です。

2. 令和5年度の目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の指針	<p>○令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。</p> <p>○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。</p>
町の指針	<p>○令和元年度末の施設入所者は14人となっています。国の指針は6%以上が地域生活へ移行することを基本としていることから、現在の施設入所者の状況や地域生活の支援の基盤整備の状況を鑑み、1人を目標値と設定します。</p>

■成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者 (A)	14人	
【目標】地域生活移行者の増加	1人 6%	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	1人 7%	(A)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
令和5年度末時点の施設入所者	12人	令和5年度末の利用者数見込み

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	<p>○入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする。</p> <p>○1年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定する。</p> <p>○退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする(新規)</p>
町の指針	<p>○精神保健福祉法による入院ケースを主として、退院後も定期的に保健所や訪問看護事業所、福祉サービス事業所、主治医、病院のソーシャルワーカーなどと情報共有しながら、服薬管理、本人や家族の体調面、生活状況の確認などを行い、できる限り再入院を防ぎ、地域における生活日数の延伸を図ります。</p>

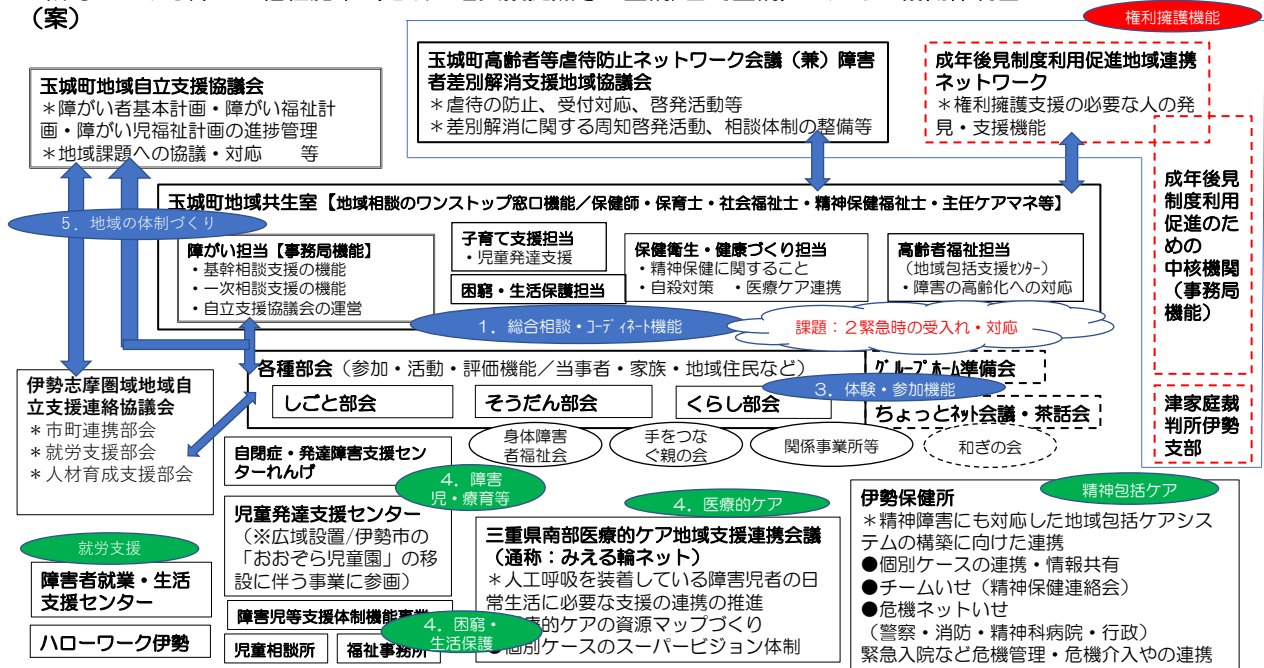
(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。
町の指針	○町では、次期計画でも引き続き町内のニーズや事業所の意向を確認しながら、以下の協働体制の構築を目指し、町単独を基本とした面的な体制整備の推進を図ります。

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】R5年度末の地域生活支援拠点の整備数・整備単位	1カ所	地域の実情に応じて、町内のニーズに対応していく面的な体制を段階的に整備する
	整備単位 (町・圏域)	町での体制整備をしながら、実情に応じて圏域の資源を活用する
令和3年度中の検証・検討数	1回	
令和4年度中の検証・検討数	1回	
令和5年度中の検証・検討数	1回	

玉城町における障がい福祉施策（地域生活支援拠点等の整備/面的整備）のための協働体制図（案）



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。 ○就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業からの一般就労への移行者数を、それぞれ R 元年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上、概ね 1.23 倍以上とする(新規) ○一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者を全体の 7 割以上とする(新規) ○就労定着支援事業所のうち、職場定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする(新規)
町の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○しごと部会が取り組む、社会参加や就労へ向けた意欲喚起の取り組みを支援しつつ、ハローワークや障がい者就業・生活相談支援センター、玉城町生涯現役促進協議会などと連携し、企業開拓に取り組めます。 ○ハローワーク等の実施する就職面接会などの他、施設外就労の機会の確保に努め、一般就労への移行者数増加を図ります。 ○ご本人や家族及び計画相談支援事業所、就労継続支援事業所等に、障がい者就業・生活支援センターや就労定着支援事業の利用率の向上を図ります。

■成果目標

項目		数値	考え方
令和5年度の一般就労への移行者①		5	令和元年度の一般就労への移行者数の 1.27 倍以上 (4 名×1.27)
【目標値】令和5年度に福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援	2	就労移行支援事業：1 人×1.3 就労継続支援 A 型事業：0 人×1.26 就労支援事業 B 型事業：3 人×1.23
	就労継続 A 型	1	
	就労継続 B 型	4	
【目標値】令和5年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数②		4 人	令和5年度の一般就労への移行者①の 5 人のうち 7 割が一般就労する
【目標値】令和5年度における就労定着支援を利用して一般就労する利用者数の割合		80%	5 人中、4 人が利用
【目標値】令和5年度における就労定着支援事業者数 (A)		2 か所	
【目標値】令和5年度における就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所数 (B)		1 か所	令和元年 就労定着支援事業所：1 ヶ所 利用者：1 名

3. 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある方に、日常生活支援サービスを提供する居宅介護費を給付します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである重度訪問介護費を給付します。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行う行動援護費を給付します。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行う同行援護費を給付します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。なお、町ではこれまで利用実績がなかったことから、今後も利用者がいないものと予想されます。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間	320	333	346
	人	24	25	26
重度訪問介護	時間	0	0	10
	人	0	0	1
行動援護	時間	0	0	10
	人	0	0	1
同行援護	時間	48	48	48
	人	1	1	1

■見込量確保のための方策

居宅介護は、過去の実績を踏まえて利用量の増加を見込んでいます。視覚障がいのある人を支援する同行援護は、令和元年度から一名が利用しており、引き続き利用希望者の把握に努めます。重度訪問介護、行動援護は、今後も一歩周知と利用促進に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う生活介護費を支給します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力向上のため有期の訓練などを行う自立訓練（機能訓練）費を給付します。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う自立訓練（生活訓練）」費を給付します。
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力向上のために有期の訓練などを行う就労移行支援費を給付します。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力向上のための訓練などを行う就労継続支援費を給付します。（雇用型）
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力向上のための訓練などを行う就労継続支援費を給付します。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する就労定着支援費を給付します。
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う療養介護費を給付します。
短期入所	介護者の病気や休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による日常生活の支援などを行う短期入所（ショートステイ）費を給付します。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/日	859	919	979
	人	57	61	65
自立訓練（機能訓練）	人/日	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人/日	22	22	22
	人	2	2	2
就労移行支援	人/日	60	75	90
	人	4	5	6
就労継続支援 A 型	人/日	206	224	242
	人	11	12	13
就労継続支援 B 型	人/日	1165	1219	1309
	人	66	68	73
就労定着支援	人	2	3	3
療養介護	人	4	4	4
短期入所	人日	80	85	90
	人	17	18	20

■見込量確保のための方策

生活介護については、毎年、特別支援学校からの卒業生など一定数の増加傾向にあり、今後も人工呼吸器等を使用する医療的ケアの必要な重度障がいのある人の受け入れ先が必要と見込まれるため、共生型サービスの実施の呼びかけなどを行い、引き続き見込量の確保に努めます。

就労系サービスについては、年々利用が増加しており、ニーズも多様化しています。今後は一般就労へ移行した後の職場定着につながるよう、更なる一般就労への移行支援や就職後の定着支援について啓発、情報提供等の協力を努めます。

短期入所は、従来からニーズが高かった上、近隣市町でも設置が進んでいるため、利用増を見込んでいます。介護者のレスパイト（休息）や緊急時の受け入れも含め、地域生活を支える上で必要なサービスとして提供していきます。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行う「共同生活援助(グループホーム)」の費用を給付します。
施設入所支援	施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、日常生活の支援を行う「施設入所支援」への給付を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行う費用を給付します。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	18	19	26
施設入所支援	人	14	13	12
自立生活援助	人	1	1	1

■見込量確保のための方策

共同生活援助については、本人やその家族からニーズを把握し、令和元年度には本人やその家族とともに「グループホーム設立準備会」を発足させました。引き続き、町内の法人と協議を進め、令和5年度までに1か所の設置を目指して取り組みます。

施設入所支援については、令和5年度末における成果目標を踏まえて見込みを設定しています。また、地域生活への移行を進めるためにも、自立生活援助の活用を見込んでいます。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う費用を給付します。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う費用を給付します。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う費用を給付します。

■見込量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	154	164	174
地域移行支援	人/年	1	1	1
地域定着支援	人/年	1	1	1

■見込量確保のための方策

計画相談については、今後も増加が見込まれますが、事業所の数が不足する傾向にあり、適切なサービスを利用できるよう、提供体制の整備に取り組みます。また、地域移行支援、地域定着支援についても、施設入所及び精神科病院に長期入院（入所）している人の地域移行に向けて、提供体制の整備に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、研修及び啓発を行い、障害のある人への理解を深めます。

■見込量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

「障害者週間」において、障がいのある人への理解を促す事業を引き続き実施します。地域福祉座談会や「家族教室」等の研修や講習会を通じ、障がいのある人に対する理解を促進するとともに、支援の在り方などの周知に努めます。

また、企業見学会などを実施し、障がいの特性や障がいのある人を理解してもらうことで、障がいのある人の就労に結びつけるための取り組みを進めます。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現に向け、家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対する支援方策を検討・実施していきます。

■見込量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保のための方策

地域自立支援協議会の「しごと部会」、「暮らし部会」と連携し、障がいのある人の就労や生活を支援するサポーターやボランティアの育成に取り組みます。また、防災ボランティアや福祉施設職員と連携し、避難訓練等を実施します。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談（障害者相談支援事業）を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を町の相談員として配置する基幹相談支援センター等機能強化事業を行います。
住宅入居等支援事業	公営住宅や賃貸住宅に保証人がいないなどの理由で入居困難な障がいのある人に、入居の支援、家主等への相談、助言を行います。
基幹相談支援センター	障がいのある人の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口となるセンターです。

■見込量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

国の「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取り組みの推進に合わせ、障がいのある人の包括的な相談に対応できる基幹相談支援センターの立ち上げに向けて取り組み、一次相談支援事業所や計画相談支援事業所などと重層的な相談支援体制の整備を進めます。また、将来的には、子どもや子育てについての相談も一体的に対応できる相談体制を視野に入れ、必要な人材の確保、体制づくりを進めます。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	実施の有無	有	有	有

■見込量確保のための方策

令和3年度に策定予定の「玉城町成年後見利用促進基本計画」を踏まえ、判断能力が十分でない障がいのある人が福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行うことができるよう、成年後見制度の周知や権利擁護に係る専門的相談が身近でできる環境整備、早期発見の仕組みづくりを進めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見 支援事業	法人後見の実施のための研修の開催やその他法人後見の適正な活動のための支援を行います。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保のための方策

令和3年度に施行予定の「玉城町成年後見利用促進基本計画」を推進する中で把握されたニーズに対し、後見人等の業務を適切に行うことができる法人と協議し、制度の啓発、町民や市民後見人等からの相談を行う中核的な機関の整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等を設置し意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業の設置者数	人	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業の見込回数	人	6	6	6

■見込量確保のための方策

「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供が求められることから、町行事等において手話通訳や要約筆記を提供できる体制を三重県聴覚障害者支援センターと連携し整えます。また、必要とする人に派遣ができるよう努めます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、社会参加と交流を促進します。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業の終了見込み者数	人	1	1	2

■見込量確保のための方策

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むため、町社会福祉協議会等と連携して研修等を実施し、手話奉仕員を養成していきます。

⑧日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人や児童に対し、日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具など日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障がいのある人や児童の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子など。
自立生活支援用具	障がいのある人や児童の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人や児童の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	4	4	4
自立生活支援用具	件数	4	5	7
在宅療養等支援用具	件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件数	3	3	3
排泄管理支援用具	件数	260	260	260
居宅生活動作補助用具 (住宅改造助成金)	件数	2	2	2

■見込量確保のための方策

日常生活用具給付事業については、障がいのある人の在宅生活を支援するため、障がいの特性やニーズ等を把握し、必要な日常生活用具の給付を行います。

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人や児童に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	15	16	17
	時間	22	24	26

■見込量確保のための方策

障がいのある人の社会参加や自立を支援するため、必要なサービスの充実に努めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会及び社会との交流の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

■見込み量

(年間)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	無	無	有

■見込量確保のための方策

任意事業である日中一時支援事業によってニーズへの対応を図ります。また、町内に地域活動支援センターはないものの、近隣市町のサービスの利用等、広域での支援を図ります。

(2) 任意事業

【日常生活支援事業】

① 訪問入浴サービス

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス	自宅で入浴することが困難な人に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、日常生活を支援します。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人	2	2	2

■確保策

利用ニーズの動向をみながら、提供できる体制を整えます。

②日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	20	22	25

■確保策

本事業は、町と事業所の委託契約で実施するもので、障がいのある人の自主的な活動を支援するとともに、日中における活動の場を確保し、自立に向けた支援の充実に努めます。また、障がいのある子どもの家庭からのニーズに対応できるよう、見込量の確保に努めます。

② 協議会における地域資源の開発・利用促進等支援事業

■内容

サービス名	内容
協議会における地域資源の開発・利用促進支援事業	玉城町地域自立支援協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取り組みを行い、障がいのある人への総合的な地域生活支援の実現を図ります。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会における 地域資源の開発・利用促進支援事業	人	10	10	10

■確保策

障がいのある人が企業で実習体験ができるよう、企業 OB による就労支援サポーターの養成に取り組みます。また、企業に働きかけ、実習先の確保にも取り組みます。

【社会参加促進事業】

①文化芸術活動振興事業

■内容

サービス名	内容
文化芸術活動振興事業	障がいのある人の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の期間を提供するとともに、創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。

■見込量

(年間)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化芸術活動振興事業	人	2	2	2

■確保策

町外の事業所において利用している人がいることから、今後も必要なサービスが提供できる体制を整えます。

第4章 障がい児福祉サービスの利用状況

1. 障がい児福祉サービスの利用状況

サービス名	単位		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人	実績値	22	31	32
		計画値	12	14	16
	人日	実績値	66	111	120
		計画値	28	32	27
医療型 児童発達支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	人日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	4
放課後等 デイサービス	人	実績値	59	86	90
		計画値	40	55	60
	人日	実績値	343	509	446
		計画値	200	275	300
保育所等 訪問支援	人	実績値	0	0	1
		計画値	0	0	0
	人日	実績値	0	0	1
		計画値	0	0	0
障害児相談 支援	人	実績値	68	81	86
		計画値	49	56	63

※令和2年度分については、令和2年9月末時点の実績からの見込み数
 値実績値は1か月毎の利用者数を足したものを12か月で除した数値
 令和2年度の障がい児計画相談支援の実績は 9月末時点での実人数

第5章 障がい児福祉サービスの整備・充実

1. 障がい児福祉サービスの提供についての基本的な考え方

障がい児福祉サービスが提供されることによって、障がい児が地域で保育や教育等を受けることができ、もって、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することを基本的理念とします。

町として、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、定量的な目標を示した上で、保育所や放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れの体制整備を行います。

また、子ども・子育て支援法にもとづく教育、保育等の確保や提供体制等の状況を踏まえ、保育、教育、保健、医療、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築について、次の方針のもと計画を進めます。

① 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢等に応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

就学時及び卒業時において、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図ることが必要です。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所が保育所、放課後児童クラブ、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実に加え、強度行動障がい、高次脳機能障がいを有する障がい児や虐待を受けた障がい児等の特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備が必要です。

⑤ 障がい児相談支援体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的で重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援体制の構築を図る必要があります。

2. 令和5年度の目標値の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	<p>○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。</p>
町の指針	<p>○町は、伊勢市にあるおおぞら児童園を圏域の児童発達支援センターに位置づけます。</p> <p>○圏域設置の児童発達支援センターや町内外の児童発達支援事業所が提供する保育所等訪問支援を利用し易くなるよう圏域協議をすすめるほか、町が取り入れている「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」とも連携していきます。</p>

■町における目標設定

項目	数値・設置単位	考え方
【目標値】令和5年度末の児童発達支援センターの設置数・設置単位	1カ所	圏域で利用可能な伊勢市おおぞら児童園を児童発達支援センターに位置づけます。
	圏域設置	

項目	数値・設置単位	考え方
【目標値】令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2カ所	町外の児童発達支援事業所が提供する保育所等訪問支援を利用し易くなるよう負担金等の協議を進めます。
	圏域設置	

②医療的ニーズへの対応

国の指針	<p>○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保する。</p> <p>○令和5年度末までに医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。</p> <p>○医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</p>
町の指針	<p>○現在、松阪以南の6市10町の行政、関係機関で構成する「みえる輪ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連絡会議）」の運営は、各市町が負担金を出し合い、持ち回りで事務局を担うこととなった。今後も済生会明和病院などでこの協力を得ながら、圏域の協議の場に参加します。</p> <p>○医療的ケア児等に関するコーディネーターに関しては、必要に応じ個別ケースの資源調整等の助言を仰ぐため、研修修了者の確保に努めます。</p>

■町における目標設定

項目	数値・設置単位	考え方
【目標値】令和5年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数・実施単位	(児童発達支援事業所)	済生会明和病院などでこの利用を基本とし、看護師の配置された事業所に相談し、その都度、利用調整を図ります。
	1カ所	
	圏域設置	
	(放課後等デイサービス事業所)	
	1カ所	
	圏域設置	

項目	数値・設置単位	考え方
【目標値】令和5年度末の医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場	1カ所	地域ネットワーク（みえる輪ネット）を協議の場とします。
	圏域設置	

項目	数値・設置単位	考え方
【目標値】令和5年度末の医療的ケア児等のためのコーディネーターの配置	1カ所	必要に応じ個別ケースの資源調整等の助言を仰ぐため、研修修了者の把握に努めます。
	圏域設置	

3. 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う費用を給付します。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行う費用を給付します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供するための費用を給付します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がい児が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行う費用を給付します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいにより、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する費用を給付します。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がい児に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う費用を給付します。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する費用を給付します。

■見込量

(月平均)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	130	140	160
	人	33	34	36
医療型児童発達支援	人日	0	0	4
	人	0	0	1
放課後等デイサービス	人日	471	496	521
	人	95	100	105
保育所等訪問支援	人日	2	2	2
	人	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	4
	人	0	0	1
障害児相談支援	人/年	90	100	110
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

■見込量確保のための方策

児童発達支援や保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の提供に関しては、圏域設置したおおぞら児童園の他、他圏域の児童発達支援センターのサービス利用ができるよう個別に利用環境調整をしながら見込量確保に努めます。

放課後等デイサービスは、近隣市町で現在も事業者が増加しており、ニーズ毎に複数の事業所を利用するなど、選択できる状況になっています。

医療型児童発達支援や医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、医療機関や訪問看護ステーションなどと地域共生室の保健師がその役割を担っていきます。

資料編

1. 玉城町地域自立支援協議会設置要綱

平成 20 年 9 月 30 日
告示第 88 号

(設置)

第 1 条 障害のある人やその家族が、障害の状態や年齢にかかわらず地域の中で安心して生活を送ることができるような地域づくりを行うため、関係者が共同して地域生活にかかわる課題を協議するため、玉城町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(運営の委託)

第 2 条 町長は、協議会の運営について、適当であると認める社会福祉法人に対し、その一部又は全部を委託することができる。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別事例及び困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 障害福祉サービスに係る実態及び改善に関すること。
- (4) 玉城町障害福祉計画及び玉城町障害者基本計画の策定に関すること。
- (5) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 10 名以内で組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健医療及び福祉の関係者
- (4) 前 3 項に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

2 協議会に特定事項を協議する部会を設置することができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要であると認めるときは、協議会に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員及び委員以外の出席者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

2 協議会の庶務は、運営を委託した社会福祉法人に行わせることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(玉城町障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 玉城町障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年玉城町告示第109号)は、廃止する。

2. 策定経過

日 時	内 容
令和2年8月13日	町内就労継続支援事業所に福祉就労から一般就労に向けた取組や就労移行実績等についてアンケート調査を実施
令和2年9月17日	ケアマネット・そうだん部会で成年後見制度・任意後見制度の活用状況等に関するアンケート調査の実施
令和2年11月20日	玉城町地域自立支援協議会くらし部会・しごと部会が活動報告及び次期計画への意見提出
令和2年11月24日	第1回玉城町地域自立支援協議会にて、次期計画の策定方針の説明及び各部会からの意見
令和2年12月25日	第2回玉城町地域自立支援協議会にて、第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画素案について
令和3年1月18日 ～2月8日まで	玉城町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画素案についてのパブリックコメントを実施
令和3年2月26日	玉城町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画素案について

3. 玉城町地域自立支援協議会委員名簿

	選 出	所 属	氏 名	備 考
1	医療機関関係者	松阪厚生病院（医療福祉課長）	田中 友晴	
2	学識経験者	子育て教育相談者（わかば学園）	松本 幸治	
3	雇用関係者	玉城町商工会	北山 勝彦	
4	保健福祉関係者	三重済美学院	久保田加奈子	
5		宮の里ミタスメモリアルホーム	井上 順子	
6		玉城町社会福祉協議会	井原 俊幸	
7		手をつなぐ親の会	西川 恒夫	会長
8		身体障害者福祉会（会長）	福本 清史	
9		民生委員児童委員（障がい者部会長）	小久保 安郎	
10		一般公募による選考	牛谷 能人	

玉城町 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：玉城町

編集：保健福祉課

〒519 - 0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 - 2

TEL：0596 - 58 - 8203

FAX：0596 - 58 - 4494

保健福祉課地域共生室

〒519 - 0433 三重県度会郡玉城町勝田 4876 - 1

玉城町保健福社会館 内

TEL：0596 - 58 - 7373

FAX：0596 - 58 - 8688
